平成２５年（フ）第９６１６号
東京都稲城市矢野口672―３　コーポ若文Ｂ203
債務者　柳田裕子こと　柳　　和仙
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６２３号
東京都葛飾区奥戸４丁目21―10―205
債務者　本多　規郎
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６２４号
東京都昭島市拝島町３丁目12―８―109
債務者　関　　浩一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６２５号
東京都日野市大字日野450―１―206
債務者　阿部　新吾
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６２６号
東京都多摩市永山４丁目４―８―303
債務者　菊池　政基
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６２７号
東京都足立区一ツ家２―15―12―103、住民票上の住所東京都足立区一ツ家１丁目25―７―202
債務者　窪　　丞二
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６３０号
東京都立川市富士見町４丁目15―14　立川第２荘
債務者　内藤　　力
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６３６号
東京都北区十条仲原３丁目10―11―202
債務者　前林三千代
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６３７号
東京都北区赤羽２丁目７―２―401
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６３８号
神奈川県川崎市麻生区片平１丁目16―16―302
債務者　菅原　祐一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６４３号
東京都西東京市下保谷２丁目８―28―Ｂ205
債務者　横山ゆき子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６４４号
東京都足立区梅田２丁目３―11―608
債務者　佐藤みどり
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６４５号
東京都小金井市中町２丁目７―１―103
債務者　長谷川貴明
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６５３号
千葉県千葉市緑区あすみが丘８丁目14―９
債務者　駒井　一起
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６５４号
東京都北区堀船３丁目17―１
債務者　森川　貞夫
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部